

後見で選挙権喪失「違憲」

成年後見人が付いた人は選挙権を喪失すると定めた公職選挙法の規定を違憲と判断した14日の東京地裁判決は、成年後見制度が「フリーマージン」を有する新しい理念に依って作られた、旧制度から移行したという原点を重視した。選挙権の公平さを重視する近年の国内外の司法の流れもあり、立法措置を強く迫られた国会の対応が注目される。【鈴木一生、和田武士】

導入理念に回帰

回の判決が重視したのもこの点だ。成年後見制度の創設に携わった当時の法務省関係者によると、制度移行の際、理念を反映するため公選法を所管する自治省(現総務省)に規定の見直しを求めたが、自治省側は「個別に投票能力を判断するのは不可能。家庭裁判所が審判する成年後見制度を判断の際に借用するのは合理的な理由がある」と主張し拒否。規定は新制度に引き継がれることになったという。法務省関係者は「まずは新制度のスタートが優先され、問題は棚上げになった。いずれは国会で法改正されると思っていた」と振り返る。理念と乖離した形の新制度の運用はそのまま続き、11年2月になって今回の訴訟が起された。提訴時に総務相だった片山善博氏は「本人を保護する結果、本来広く享有されなければいけない政治参加の機会を奪う結果になり違和感がある」と語った。

制度移行優先 問題棚上げで13年

「公選法は政治の領域で、役人がいじらないという不文律があった」(片山氏)から。今回の判決は「国民には障害を持って生まれた人や事故などで障害を持った人などさまざまなハンディを負う人が多数存在する。そのような人も我が国の主権者として自己統治を行う主体であることは言うまでもない」と指摘した。制度移行から13年。「当初の理念に立ち返って制度を見直すべきだ」との見解を示したと言えらる。

官房長官「対応協議」 これに対し、総務省選挙課は「言い分が認められなかったので法務省と協議していきたい」とし、菅義偉官房長官も「今後の対応は関係機関で協議の上で検討していく」と述べるにとどめた。だが、片山氏は「違和感がない妥当な判決だ。速やかに公選法の改正に動くべきだ」と語った。

判断力不十分な人の後ろ盾選ぶ

財産管理や手続き代行 トラブル避ける

Q どうやって利用するの? A 本人が認知症の進行などに備え、後見人となってほしい人を選んで契約する「任意後見」と、親族などの申し立てを受けて家庭裁判所が選ぶ「法定後見」があります。法定後見には保護の必要性の高い順に「後見」「保佐」「補助」の三つがあります。親族や市町村長などがどれに該当するかを医師の診断書を参考に判断し、家裁に申し立てます。これを受け家裁の調査官が必要に応じて本人と面接し、医師が鑑定を行うなどして審判で決定します。 Q 制度のどこが問題になったの? A 法定後見のうち、成年後見と審判された人(成年被後見人)が選挙権を失うことです。保佐や補助、任意後見は対象外ですが、公職選挙法は「選挙権及び被選挙権を有しない者」として成年被後見人を挙げています。以前の制度では心神喪失の人で家裁の宣告を受けた人を「禁治産者」と呼び、財産上の行為は後見人が法定代理人として行っていました。差別的イメージが強いとして廃止された。でも、禁治産者になると選挙権を失うという公選法の規定が、名称を変えて引き継がれてしまいました。このため制度の改善が必要だと訴えが起されたのです。 Q ほかにも問題はありますか? A 例えは認知症高齢者は10年に280万人となり、15年には345万人と推計されているにもかかわらず、成年被後見人は年々増加傾向にあるとはいえ、昨年末現在で約13万6000人にとどまり、まだまだ一般的に利用されていないと言えません。弁護士などの専門家だけでなく、社会貢献に強い意欲を持つ市民による「市民後見人」の養成が必要という声が強まっています。

掲載テーマを募集。〒100-8051(住所不要)毎日新聞「質問なるほドリ」係 naruhodori@mainichi.co.jp



東京地裁の判決で選挙権があると確認され、記者会見する原告の名児耶匠(なごや・たくみ)さん(中央)と母佳子さん(左)、父清吉さん(右)東京都千代田区で14日、丸山博撮影

Table with 2 columns: Country (国名) and Process (経過). Rows include Austria, Sweden, Canada, UK, Netherlands, France, USA (Colorado and others).

成年後見制度と選挙権を巡る欧米諸国の動向... 欧米諸国では近年、精神疾患などで判断能力が不十分であること... 正で見直される傾向にある。この理由とした選挙権の制限は法改正... 日欧比較... 国